

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月31日
【会社名】	佐渡汽船株式会社
【英訳名】	Sado Steam Ship Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾渡 英生
【本店の所在の場所】	新潟県佐渡市両津湊353番地
【電話番号】	(0259) 27 - 5174
【事務連絡者氏名】	本社統括課長 金子 吉光
【最寄りの連絡場所】	新潟市中央区万代島9番1号
【電話番号】	(025) 245 - 2366
【事務連絡者氏名】	総務課長 渡辺 大輔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当0円 (注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当の方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となります。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,524,037,380円 (注) 本有価証券届出書に係る新株予約権無償割当は、本日付で当社が別途提出した有価証券届出書に係る当社普通株式の発行日より後の日を基準日とするものであることに鑑み、上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)に本日付で当社が別途提出した有価証券届出書に係る当社普通株式33,805,000株を加算した合計株式数を基準として算出した新株予約権の数を前提とした見込額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年2月7日付で提出いたしました有価証券届出書（2022年2月21日付、2022年2月25日付、2022年3月15日付、2022年3月25日付及び2022年3月28日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）について、2022年3月31日、株式会社みちのりホールディングス（以下「みちのりホールディングス」といいます。）に対する第三者割当の方法による普通株式及び佐渡汽船株式会社A種種類株式の発行について、みちのりホールディングスによる払込みが完了したこと、並びに、株式会社第四北越銀行（以下「第四北越銀行」といいます。）に対する第三者割当の方法による佐渡汽船株式会社B種種類株式の発行について、第四北越銀行による払込みが完了したことに伴い、これに関する事項を訂正するため、また、2022年3月31日付で臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書の内容を追加し、併せてこれらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権）

(1) 募集の条件

募集又は売出しに関する特別記載事項

(本第10回新株予約権の発行について)

1. 株主に対して新株予約権を割当てる目的及び理由

(2022年2月7日決議の第三者割当増資について)

第三部 追完情報

- 1 資本金の増減について
- 2 事業等のリスクについて
- 3 臨時報告書の提出について

(添付書類の差替え)

2022年3月25日開催の定時株主総会において、普通株式33,805,000株の発行を条件とした定款の一部変更を決議しておりましたが、2022年3月31日、普通株式が発行され、当該定款変更の効力が生じたことに伴い、有価証券届出書（2022年2月21日付、2022年2月25日付、2022年3月15日付、2022年3月25日付及び2022年3月28日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に添付していた定款を、当該変更後の定款に差し替えます。

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

なお、「第三部 追完情報 2 事業等のリスクについて」においては、（訂正前）と（訂正後）の記載を比較するため、組込書類としての有価証券報告書の記載内容からの変更及び追記箇所を示すために付された_____罫は表示してありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権）】

（1）【募集の条件】

（訂正前）

< 前略 >

2．募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当の方法により、基準日（下記（注）3に定めます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の当社普通株式の株主に対し、下記（注）4に定める割当比率で佐渡汽船株式会社第10回新株予約権（以下「本第10回新株予約権」といいます。）を割り当てます（以下「本第10回新株予約権無償割当」といいます。）。なお、本第10回新株予約権無償割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本第三者割当が実行されること並びに本株式併合（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1．株主に対して新株予約権を割当てる目的及び理由」に定義します。以下同じです。）及び本株式分割（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1．株主に対して新株予約権を割当てる目的及び理由」に定義します。以下同じです。）の効力発生を条件としています。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

2．募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当の方法により、基準日（下記（注）3に定めます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の当社普通株式の株主に対し、下記（注）4に定める割当比率で佐渡汽船株式会社第10回新株予約権（以下「本第10回新株予約権」といいます。）を割り当てます（以下「本第10回新株予約権無償割当」といいます。）。なお、本第10回新株予約権無償割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本第三者割当が実行されること並びに本株式併合（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1．株主に対して新株予約権を割当てる目的及び理由」に定義します。以下同じです。）及び本株式分割（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1．株主に対して新株予約権を割当てる目的及び理由」に定義します。以下同じです。）の効力発生を条件としているところ、2022年3月31日、みちのりホールディングス（以下に定義します。）によるみちのりホールディングス第三者割当（以下に定義します。）に係る払込み及び第四北越銀行（以下に定義します。）による本B種種類株式第三者割当（以下に定義します。）に係る払込みが完了し（本第9回新株予約権の発行価格は無償です。）、本第三者割当が実行されました。

< 後略 >

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

（本第10回新株予約権の発行について）

1．株主に対して新株予約権を割当てる目的及び理由

（訂正前）

< 前略 >

なお、本第三者割当の実行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本定時株主総会付議案の全てが本定時株主総会において承認可決されること等を条件としており、本株式併合の効力発生は本第三者割当が実行されること等を条件としており、本第10回新株予約権無償割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本第三者割当が実行されること及び本株式併合の効力発生等を条件とするものです。なお、本定時株主総会において、本定時株主総会付議案の全てが承認可決されました。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

なお、本第三者割当の実行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本定時株主総会付議案の全てが本定時株主総会において承認可決されること等を条件としており、本株式併合の効力発生は本第三者割当が実行されること等を条件としており、本第10回新株予約権無償割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本第三者割当が実行されること及び本株式併合の効力発生等を条件とするものです。なお、本定時株主総会において、本定時株主総会付議案の全てが承認可決され、また、2022年3月31日、みちのりホールディングスによるみちのりホールディングス第三者割当に係る払込み及び第四北越銀行による本B種種類株式第三者割当に係る払込みが完了し（本第9回新株予約権の発行価格は無償です。）、本第三者割当が実行されました。

< 後略 >

（2022年2月7日決議の第三者割当増資について）

（訂正前）

当社は、上記「（本第10回新株予約権の発行について）」に記載のとおり、みちのりホールディングスを割当予定先として第三者割当により本普通株式、本A種種類株式及び本第9回新株予約権を発行すること、並びに第四北越銀行を割当予定先として第三者割当により本B種種類株式を発行することを決議いたしました。本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の概要は以下のとおりであり、詳細については、同日付で当社が提出した本普通株式、本A種種類株式及び本第9回新株予約権に係る有価証券届出書並びに本B種種類株式に係る臨時報告書をご参照ください。

< 後略 >

（訂正後）

当社は、上記「（本第10回新株予約権の発行について）」に記載のとおり、みちのりホールディングスを割当予定先として第三者割当により本普通株式、本A種種類株式及び本第9回新株予約権を発行すること、並びに第四北越銀行を割当予定先として第三者割当により本B種種類株式を発行することを決議いたしました。また、2022年3月31日、本普通株式及び本A種種類株式の発行について、みちのりホールディングスによる払込みが完了し（なお、本第9回新株予約権の発行価格は無償です。）、本B種種類株式の発行について、第四北越銀行による払込みが完了し、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式が発行されました。本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の概要は以下のとおりであり、詳細については、2022年2月7日付で当社が提出した本普通株式、本A種種類株式及び本第9回新株予約権に係る有価証券届出書並びに本B種種類株式に係る臨時報告書をご参照ください。

< 後略 >

第三部【追完情報】

1 資本金の増減について

（訂正前）

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第160期事業年度）に記載された資本金について、当該有価証券報告書提出後（2022年3月28日提出）、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年3月28日）までの間において、資本金の増減はありません。

（訂正後）

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第160期事業年度）に記載された資本金について、当該有価証券報告書提出後（2022年3月28日提出）、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年3月31日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年3月31日	60,001,500	77,008,447	1,350,000	2,378,184	1,350,000	2,447,896

（注） 2022年3月31日に実施しました第三者割当による本普通株式、本A種種類株式及び本B種種類株式による増加であります。

2 事業等のリスクについて

（訂正前）

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第160期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年3月28日）までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年3月28日）現在においても変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。また、有価証券報告書に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

（訂正後）

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第160期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年3月31日）までの間において変更がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の変更を記載したものであり、当該変更箇所は下線で示しております。

なお、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年3月31日）現在においても変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。また、有価証券報告書に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

〔事業等のリスク〕

（金融・財務リスク）

（1）第三者割当増資及び新潟県中小企業再生支援協議会が関与する当社の私的整理手続等に関するリスク

<中略>

提出日現在、仮に、上記の払込みに係る本前提条件を充足しないこと等により本第三者割当が行われない場合、大幅な債務超過が継続し、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円について、同年4月以降、約定通りに弁済することが困難になるだけでなく、2022年4月以降の資金繰りを維持することも困難となり、早期の財務体質の改善を実現することができず、金融機関から弁済を求められる等して資金繰りが悪化すること、当社の取引先に対する信用が悪化することなどにより、当社の財政状態、経営成績に悪影響を及ぼす恐れがありました。本前提条件が全て充足され、2022年3月31日、本第三者割当に係る払込みが完了し、本第三者割当が実行されたことにより当該リスクは解消されたものと認識しております。

<後略>

3 臨時報告書の提出について

（訂正前）

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第160期）の提出日（2022年3月28日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年3月28日）までの間において、次の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2022年3月28日提出の臨時報告書）

< 後略 >

（訂正後）

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第160期）の提出日（2022年3月28日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年3月31日）までの間において、次の臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出しております。

（2022年3月28日提出の臨時報告書）

< 中略 >

（2022年3月31日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2022年3月25日開催の定時株主総会において、株式会社みちのりホールディングス（以下「みちのりホールディングス」といいます。）を割当先とする第三者割当による払込金額の総額676,100千円の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）の発行（以下「本普通株式第三者割当」といいます。）、払込金額の総額523,900千円の佐渡汽船株式会社A種種類株式（以下「本A種種類株式」といいます。）の発行（以下「本A種種類株式第三者割当」といいます。）、及び、行使価額の総額300,000千円の佐渡汽船株式会社第9回新株予約権（以下「本第9回新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第9回新株予約権第三者割当」といいます。）、本普通株式第三者割当及び本A種種類株式第三者割当と併せて、以下「みちのりホールディングス第三者割当」といいます。）を行うことを決議しております。2022年3月31日に、みちのりホールディングス第三者割当増資に係る払込みが完了したことに伴い、当社の親会社及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 親会社の異動

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社みちのりホールディングス		
住所	東京都千代田区丸の内一丁目9番地2号 グラントウキョウサウスタワー8階		
代表者の氏名	代表取締役グループC E	松本	順
資本金	300,000千円		
事業の内容	傘下の公共交通事業体の株式の保有及び長期的・持続的な事業価値の向上		

(2) 当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	338,050個	66.69%

(注) 1. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、2021年12月31日現在の総議決権数（168,861個）にみちのりホールディングス第三者割当増資により増加する議決権数（338,050個）を加えた数（506,911個）を分母として計算しております。

2. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：みちのりホールディングス第三者割当増資に係る払込みが完了したことに伴い、みちのりホールディングスが当社の親会社となりました。

異動の年月日：2022年3月31日

2. 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

(新たに主要株主となるもの)

株式会社みちのりホールディングス

(主要株主でなくなるもの)

新潟県

佐渡市

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

(新たに主要株主となるもの)

株式会社みちのりホールディングス

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	338,050個	66.69%

(注) 1. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、2021年12月31日現在の総議決権数（168,861個）にみちのりホールディングス第三者割当増資により増加する議決権数（338,050個）を加えた数（506,911個）を分母として計算しております。

2. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(主要株主でなくなるもの)

新潟県

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	54,545個	32.30%
異動後	54,545個	10.76%

(注) 1. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、2021年12月31日現在の総議決権数（168,861個）にみちのりホールディングス第三者割当増資により増加する議決権数（338,050個）を加えた数（506,911個）を分母として計算しております。

2. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(主要株主でなくなるもの)

佐渡市

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	17,874個	10.59%
異動後	17,874個	3.53%

(注) 1. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、2021年12月31日現在の総議決権数（168,861個）にみちのりホールディングス第三者割当増資により増加する議決権数（338,050個）を加えた数（506,911個）を分母として計算しております。

2. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2022年3月31日

(4) 本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	2,378,184千円
発行済株式総数	普通株式 50,811,947株
	A種類株式 26,195,000株
	B種類株式 1,500株

（2022年3月31日提出の臨時報告書の訂正報告書）1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

当社は、2022年2月25日開催の当社取締役会において、当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を目的とする、2022年3月25日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）を招集することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づき、2022年2月25日付で臨時報告書を提出し、また、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、2022年3月15日付及び2022年3月25日付で臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、2022年3月31日、株式会社みちのりホールディングス（以下「みちのりホールディングス」といいます。）に対する第三者割当の方法による普通株式及び佐渡汽船株式会社A種種類株式の発行について、みちのりホールディングスによる払込みが完了したこと、並びに、株式会社第四北越銀行（以下「第四北越銀行」といいます。）に対する第三者割当の方法による佐渡汽船株式会社B種種類株式の発行について、第四北越銀行による払込みが完了したことに伴い、これに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項により準用される同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項(1) 本株式併合の目的

キ．本第三者割当及び本子会社化取引に関する留意事項

ク．本子会社化取引後の経営体制

3 訂正内容

訂正箇所は _____ を付して表示しております。

(1) 本株式併合の目的

キ．本第三者割当及び本子会社化取引に関する留意事項

（訂正前）

上記のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっており、本定時株主総会で本第三者割当及び本子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、みちのりホールディングスと締結した本出資契約（みちのりホールディングス）に定めるみちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、みちのりホールディングスからのスポンサー支援及び第四北越銀行による本B種種類株式の引受けの実施の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。なお、みちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引は、本再生計画案の成立を条件の一つとしているところ、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により本再生計画案が成立いたしました。また、本定時株主総会において、本第三者割当及び本子会社化取引に係る議案が承認されました。

（訂正後）

上記のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっており、本定時株主総会で本第三者割当及び本子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、みちのりホールディングスと締結した本出資契約（みちのりホールディングス）に定めるみちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、みちのりホールディングスからのスポンサー支援及び第四北越銀行による本B種種類株式の引受けの実施の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。なお、みちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引は、本再生計画案の成立を条件の一つとしているところ、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により本再生計画案が成立いたしました。また、本定時株主総会において、本第三者割当及び本子会社化取引に係る議案が承認されました。さらに、みちのりホールディングスと締結した本出資契約（みちのりホールディングス）に定めるみちのりホールディングス第三者割当の前提条件が充足され、2022年3月31日、みちのりホールディングス第三者割当が実施され、また、同日、本B種種類株式第三者割当も実施されました。

ク. 本子会社化取引後の経営体制

（訂正前）

当社の代表取締役社長尾崎弘明は、事業再建に向け、その経営責任を明確化するため、本第三者割当の実行後、直ちに退任いたします。また、本第三者割当の実行後は、松本順、尾渡英生、八木秀徳及び金井暁が取締役に就任し、尾渡英生氏が代表取締役社長に就任する予定です。なお、当社の取締役の渡邊幸計、真保高弘、三富丈堂及び遠藤達雄は、本第三者割当の実行後、直ちに取締役を辞任する予定です。また、本第三者割当の実施後は、若槻良宏及び神野雅央が当社の監査役に就任する予定であり、現任の監査役のうち金子英明及び平島健については、本第三者割当の実行後、直ちに監査役を辞任する予定です。

（訂正後）

当社の代表取締役社長尾崎弘明は、事業再建に向け、その経営責任を明確化するため、本第三者割当の実行後、直ちに退任いたしました。また、本第三者割当の実行後、松本順、尾渡英生、八木秀徳及び金井暁が取締役に就任し、尾渡英生氏が代表取締役社長に就任いたしました。なお、当社の取締役の渡邊幸計、真保高弘、三富丈堂及び遠藤達雄は、本第三者割当の実行後、直ちに取締役を辞任いたしました。また、本第三者割当の実施後、若槻良宏及び神野雅央が当社の監査役に就任し、金子英明及び平島健については、本第三者割当の実行後、直ちに監査役を辞任いたしました。